国庫補助事業

**令和6年度日本スポーツ協会公認バドミントンコーチ2養成講習会**

**（専門科目）開催要項**

1. 目　　的：

地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・学校運動部活動等の監督やヘッドコーチ等の責任者として、安全で効果的な活動を提供するとともに、指導計画を構築、実行、評価し監督することと併せて、コーチ間の関わり及び成長を支援する者を養成する。

1. 主　　催：公益財団法人日本スポーツ協会

公益財団法人日本バドミントン協会

1. 主　　管：公益財団法人静岡県スポーツ協会

静岡県バドミントン協会

1. カリキュラム：

専門科目：40時間（集合講習28時間、その他12時間）

1. 講習及び試験の免除措置については、当該中央競技団体が定める基準による。
2. 実施方法（開催期日・会場）：

専門科目：集合講習会：以下の通り実施する。

* + - （必要に応じて記入してください）

1. 受 講 者：

公認スポーツ指導者育成の受講者受入方針（アドミッション・ポリシー）に定める内容の他、以下受講条件に合致する者を本講習会の受講者として受け入れる。

1. 受講条件：
2. 受講する年の4月1日現在、満20歳以上の者で、実施競技団体が定める条件。
3. 域においてスポーツ活動を実施しているスポーツクラブ等において年齢、競技レベルに応じた指導にあたるとともに、事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担っている者。またはこれから中心的な役割を担う者。
4. 受講有効期間内で講習の全日程に参加が可能である者。
5. インターネットサービス「指導者マイページ（https://my.japan-sports.or.jp/login）」から申込が出来る者。（申込用紙での受付は致しません。）
6. 同一年度に共通科目Ⅱ講習会の申込を行う者。
7. その他（資格ごとに）
   * + 原則として、他の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めない（公認スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講は除く）。
8. 受講者数：○名　※先着順等を明記
9. 受講申込：
10. 申込方法：

インターネットサービス「指導者マイページ（https://account.japan-sports.or.jp/）」のアカウント登録手続きを行い、指導者マイページから本講習会の申込手続きを行うこと。申込方法の詳細は、下記URLを参照のこと。

■<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid209.html>

※講習会受講時の本人確認に必要となるため、指導者マイページへの顔写真のアップロードを受講開始までにお済ませください

1. 受付期間：令和6年〇月〇日（〇）～〇月〇日（○）
2. 受 講 料：専門科目11,000円（税込：受講内定時に納入）

（上記金額を基準とし、専門科目の競技特性、講習会等の事情により変更される場合がある）

※免除･資格審査料等については別に定める。

※共通科目の受講料は共通科目Ⅱ講習会で別途徴収する。

1. 受講有効期間：4年間
2. 受講者の内定から決定までの流れ
3. 指導者マイページから申し込み後実施団体で申込内容の確認を行う。
4. 実施団体の確認後、JSPOにおいて最終確認を行い、実施団体に受講料を支払った者を受講者として正式に決定する。
5. 講習･試験の免除

既存資格及びJSPO免除・適応コースの履修等により、講習･試験の一部又は全部を免除することができる。免除に関する詳細は別に定める。

1. 検定試験･審査

競技団体及び主管団体が検定試験等による判定とし、検定試験の総合判断結果をもとに、日本バドミントン協会普及指導部が審査のうえ、原則として満点の６割以上を合格とする。

※共通科目は別途実施。

13．登録及び認定

1. 共通科目及び専門科目の全ての検定試験に合格するなど、所定のカリキュラムを修了し、公認コーチ2として必要な資質能力を修得した者を修了者（「新規登録」対象者）と認め、登録案内を送付する。
2. 公認スポーツ指導者登録規程に基づき、登録手続き（登録料の納入等）を完了した者を公認コーチ2として認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。
   * + JSPO倫理規程第４条に違反する行為があったとしてJSPOが認めた時は、登録の権利を失い認定されない場合がある。
     + 当該競技の公認スタートコーチや公認コーチ１等下位資格を保有している場合で、資格が「有効」ではない場合、公認コーチ２が登録できない場合がある。
3. 登録料は4年間で基本登録料10,000円＋資格別登録料（競技によって異なる）とする。なお、初回登録時のみ初期登録手数料3,300円（税込）が別途必要となる。
   * + すでに公認スポーツ指導者資格を取得している場合は、登録料が異なる場合がある。
4. 資格の有効期間は4年間とし、4年毎に更新する。ただし、公認コーチ2以外に公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーは除く）が認定されている場合、初回の有効期間は、新規認定期日からすでに認定されている資格の有効期限までとする。
5. 有効期間満了に伴う「更新登録」にあたっては、有効期限の6カ月前までに、JSPO又はJSPO加盟団体等の定める更新研修を修了するなどの要件を満たさなければならない。

14．注意事項

1. 受講有効期間内に所定のカリキュラムを修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失する。
2. 本講習会受講に際し取得した個人情報は、本講習会受講者の管理及び諸連絡以外には使用しないものとする。
3. 本講習会の受講有効期間内に他の公認スポーツ指導者養成講習会の受講はできない。また、受講申込時点で他のJSPO公認スポーツ指導者資格養成講習会の受講有効期間内又は未修了の場合は、本講習会への受講申込はできない。
4. 受講者としてふさわしくない行為（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等において違反行為と規定された行為）があったと認められたときは、JSPO指導者育成委員会または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者処分基準等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討する。また、JSPOまたは加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しない。
5. 本講習会風景の写真等は、JSPO又はJSPO加盟団体等のホームページ及びその他関連資料へ掲載する場合がある。
6. 天災地変や伝染病の流行、講習会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等のJSPO又はJSPO加盟団体等が管理できない事由により、講習会内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、JSPO又はJSPO加盟団体等ではその責任は負わない。

【問い合わせ先】



